

第32回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成24年2月6日（月）午後1時30分～3時50分
- 2 場 所 古名屋ホテル バンヤンツリー
- 3 出席者 委員（敬称略）秋山 泉、芦澤公子、天野公夫、飯窪さかえ、飯島純夫、石井迪男、石川 恵、石田壽一、大久保栄治、風間ふたば、金子栄廣、岸 ユキ、木下眞邦、塩沢久仙、島崎洋一、神宮寺聡、高村忠久、竹越久高、角田謙朗、中村 司、中村文雄、原田重子、深沢登志夫、藤原忠直、矢崎茂和、山本紘治、横内金弥、横内幸枝
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 次 第
 - （1）第32回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - （2）閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - （1）温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - （2）平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - （3）山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について
 - （4）第11次鳥獣保護事業計画の策定について
 - （5）第2期山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の策定について
 - （6）第2期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の策定について
 - （7）第2期山梨県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画の策定について
 - （8）報告事項
 - ・ ツキノワグマ保護管理指針の策定について
 - ・ カワウ保護管理指針の策定について

13:30

1 開 会

司 会 ただ今から、第32回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

部長挨拶

森林環境部長 ◆森林環境部長挨拶◆

新委員紹介

司 会 ここで、前回7月の審議会以降、新たに就任された委員の方々を御紹介させていただきます。

山梨県町村会 副会長で 西桂町長の
石田 壽一（いしだ としかず）委員 です。

日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長の
神宮寺 聡（じんぐうじ さとし）委員 です。

2 議 事

司 会 次に、本日の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。

本日は、そのうち、28名の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、「山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項」の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、「山梨県環境保全審議会運営規程第6条」及び「山梨県環境保全審議会傍聴要領」の規定に基づき、公開することとされております。

また、「審議会等の会議の公開等に関する指針第6条第2項」に基づき、発言された委員のお名前を伏せた形で会議録を公表いたしますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

審議事項

会長

はじめに、審議事項（１）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。
この件につきましては、１月２５日に温泉部会が開催されました。
部会での審議結果について、角田温泉部会長から、報告をお願いします。

温泉部会長

◆資料NO.1により、温泉部会長が説明、報告◆

会長

温泉部会長からの報告が終わりました。
御質問、御意見がありましたらお願いします。
ございませんか。

会長

それでは、審議事項①の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」は御異議ございませんか。

◆会場から「異議なし」の声◆

会長

それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。

会長

次に、審議事項（２）の「平成２４年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

大気水質保全課長

◆資料NO.2により、大気水質保全課長が説明、報告◆

会長

事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員

水質調査についてはご説明のとおり継続してもらいたいと思います。調査項目については、昨年３月の震災後の原発事故によって放射性物質が東日本各地に飛び散ったということがありますので、セシウムなどの放射性物質の調査も是非していただきたいと思います。

<p>大気水質保全課長</p>	<p>現在、環境放射能の測定については水道水と降下物について行っております。この1月から、降下物については、月1回の分を取りまとめて検査を実施しており、水道水については、毎日1.5ℓずつを3か月間貯め、これを濃縮して検査しています。去年は毎日検査を実施していましたが、濃度が下がってきており、感度を何桁も上げて測定するため、濃縮を行っています。これは文部科学省からの委託で、全額国からの委託を受けて県が測定を行っているところです。現況は、国で川などの汚染のひどいところから国の責任で測定を行っています。山梨県は、若干の汚染はあるものの、高濃度の汚染がなく、低濃度の汚染については濃縮しないと正確な測定ができないということで、今のところ来年度の具体的な検査計画はありません。近県の状況や国からの指示等を踏まえながら、必要があれば実施していくということでご了解いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>降下物についてはかなり減っていると思いますが、これから森林に付着したものや土壌に吸着したものが徐々に長い時間をかけて河川や地下水に入り込んでいくおそれがあると思いますので、放射性物質の検査についても是非お願いしたいと思います。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>現在濃度の濃い、緊急性の高いところから検査を行い、だんだん低濃度の場所の検査も行っていますが、現在実施中の調査の結果も見ながら、県民の皆さんの安心につながるような測定について検討していきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他に御意見あるいは御質問はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今の質問に関連して、管轄が違うのかもしれませんが、質問させていただきます。私は、今回の震災後に福島や茨城、千葉へ研修に行って数日滞在し、現地の水を飲んだり雨に降られたりしました。それによって自分の体が放射能の影響をどの程度受けたのかについて自分で調べたいと思ったのですが、計測器具の貸し出しを県民に対し行っていないのでしょうか。また、山梨県民の中にも現地へボランティア等で訪れる人がいるかと思いますが、そういった県民に対し、計測器具の貸し出しを行うための窓口を作れないか、ということをお考えたのですが、いかがでしょうか。</p>

大気水質保全課長	<p>(体内被曝の件は) 当課とは管轄が異なるのでお答えしにくいのですが、環境放射能については当課で管轄しており、モニタリングポストによる計測を、従来甲府1地点のみであったのを4地点増やし、県内の放射能測定体制を整えている他、市町村でもこまめに測定をできるように、貸し出し用にサーベイメーターを4台購入し、4箇所の林務環境事務所に備えております。</p> <p>一方、委員のご心配になっておられる体内被曝の件についてですが、体内被曝の計測は難しく、かなり高度な機械が必要であると聞いております。現在は高濃度に汚染された地域において体内被曝の計測が始まったところですので、高濃度の場所へ一定期間滞在して被曝が心配されるというような場合は、その地元の担当しているところから情報をいただくということになるのかと思います。ただ、放射能は長期的な被曝が問題になるものですので、現地でも、訪問した方にまでは対応できていないのではないかと考えます。お答えになっておらず申し訳ありませんが、私どもが行っている県内の環境放射能の測定に関しては、今のところ健康に問題のあるような状況ではないということでございます。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>北杜市高根町下黒沢の井戸が、ポンプの故障で採水ができなくなったという理由で測定地点から削除されていますが、そんなに簡単な理由で削除してしまって問題はないのでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>本当は近所に井戸があれば測定はすべきだと思いますが、残念ながら代わる井戸がない地域であり、やむを得ず削除するという判断となりました。また、この地点は硝酸性窒素の濃度が高い地域ですが、こうした水は直接飲むと有害ですが、硝酸自体は元々環境に存在するものです。富栄養化や窒素汚染の原因にはなるものの、肥料の一部でもあり、特に高濃度でなければ周辺環境に影響は与えないということで、今回のケースについては測定を取りやめることといたしました。今後もこの地点の硝酸性窒素汚染については引き続き気をつけて監視していきたいと考えておりますが、現実的に測定ができないということで今回の判断となりましたので、ご了解いただければと思います。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にはいらっしゃいませんか。</p>

委員	<p>先程の説明では、国からの指示で放射能の検査をしているということでしたが、山梨県には独自の検査体制というのはないのでしょうか。あくまで国からの指示でしか検査をやらないということですか。</p>
大気水質保全課長	<p>放射能の測定については、原発事故の前までは、原子力発電所のある県は除き、それ以外の地域は全て国が所管して行っておりました。今回の事故を受け、本県でも食品への汚染などが懸念されるため、私どもの部局ではありませんが、県単独で測定機器を購入し検査を行っています。また、先程説明したサーベイメーターの貸し出しも県の単独事業でございます。</p>
委員	<p>こういった数値というのは、事故が起きたから急遽測るというのではなく、普段からデータを把握しておかないと動きが掴めないのではないかと思います。いかがですか。</p>
森林環境部長	<p>放射能の問題については、県民の方々からも健康面で心配だという声をいただいております。あらゆる角度から全庁をあげて取り組んでいるところです。国からの指示で検査していると説明申し上げたのは、あくまで全国共通で把握しておかなければならないものについてであり、それ以外に県が必要と判断した食品や農作物等については県単独で検査をして、その都度公表しており、販売上や健康不安の点でも問題ないような形をとっております。今後もしもご心配の点はあるかと思っておりますので、さまざまな角度で検討を行いながら、順次対策を実施していく所存です。</p>
委員	<p>ありがとうございました。このような事故の後には継続的に、しかも長期間にわたる対策が必要になってくると思います。そういった点にご配慮いただきながら対応していただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、審議事項（２）の「平成２４年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>

会 長	それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。
会 長	次に、審議事項（３）の「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
大気水質保全課長	◆資料NO.3により、大気水質保全課長が説明・報告◆
会 長	事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委 員	規制基準を緩める際は慎重に検討を行うことが必要だと思います。毒性が低いという風に見直されたために基準を緩和したのでしょうか。国がそういう認識に立って基準を変えたのか、教えていただければと思います。
大気水質保全課長	国は、あくまでWHO（世界保健機関）という国際機関の基準の変更に伴い法律の基準を緩和したと聞いておりますが、今回の基準緩和の対象である1, 1-ジクロロエチレンは、はるかに排出基準の厳しいトリクロロエチレンと比較するとはるかに毒性は低いものです。法律に従って基準を緩和すべく提案させていただいたものです。
委 員	この基準緩和については、企業や業界から、以前からあるいは今現在、要望等はあったのでしょうか。
大気水質保全課長	一切ございません。県の条例の規制対象である工場・事業場は、石材加工業、ゴルフ場、ビーフンの製造業等といったものであり、規制対象ではあるものの、そもそも当該有害物質を使用する可能性がありませんので、要望等もございませんでした。
委 員	基準を緩和しても問題がないのは前から分かっていたことなのか、それとも今回の改正で初めて分かったことなのでしょうか。
大気水質保全課長	条例の規制を受けている工場で、今回の有害物質を使用しているところがないということは分かっておりました。

会 長	他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
会 長	<p>それでは、審議事項（３）の「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
会 長	それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。
会 長	<p>次に、審議事項（４）の「第１１次鳥獣保護事業計画の策定について」を議題とします。</p> <p>この件については、１月３０日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果については、後ほど部会長の 中村 司 委員から、報告をお願いしたいと思います。その前に計画の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
みどり自然課長	◆資料NO.4により、みどり自然課長が説明・報告◆
会 長	引き続き、中村鳥獣部会長から報告をお願いします。
鳥獣部会長	<p>◆鳥獣部会での審議状況を説明、報告◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣に関する調査の充実や捕獲従事者の担い手対策、休猟区の設定のあり方、外来種対策などについて意見があったが、計画案の修正は要しないとの判断となった。 ・ 計画案のとおり計画を策定することが適切との結論を得た。 ・ なお、野生鳥獣に関する調査の充実に関連して補足すると、本日も話題になっている放射能の問題について、原発事故以来、福島県周辺の鳥類が減少傾向にあるという報告が出ており、野鳥の動向について毎月調査を行っている。今後も継続して調査を充実させていきたい。
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局及び鳥獣部会長からの報告が終わりました。</p> <p>御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>

委員	<p>我々の先祖は野生鳥獣と上手に共生してきたにもかかわらず、近年は鳥獣の危害が増加し、個体数の管理・調整をしなければならないという状況になっています。ではかつて我々の先祖はどのように鳥獣に対処していたのかと考えてみると、狩猟に加えて、昔は森林を適正に管理することによって、里山がいわば柵の役割をして、野生鳥獣の生活圏との境界になっていたのではないかと思います。森林の整備は、現在地球温暖化対策という観点からも必要性がうたわれていますが、鳥獣保護管理にも結び付いていくのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
森林環境部長	<p>ご存知のように、本県は森林県であり、県土面積の約78%、34万8千ヘクタールが森林です。その内の半分近くが県有林ですが、これについては適正な管理を行っています。一方で、残りの民有林については、概ね適切に管理されているものの、人工林1万9千ヘクタールと、いわゆる里山の天然林の1万3千ヘクタールについては、森林所有者の管理が行き届かず、荒廃が進んでいます。また、生活形態の変化により、森林の利用が減少していることも、森林の荒廃の原因となっています。こういった問題に対処するため、昨年9月議会で森林環境税の導入についてご承認いただきました。県民お一人500円をご負担いただく中で、20年間の計画で荒廃した民有林の整備に取り組んでいきたいと考えております。森林整備を進めることにより、地球温暖化対策だけでなく、生物多様性や鳥獣害対策といった問題にも効果のあるものと考えております。今後しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。</p>
委員	<p>昔と今の被害状況を比較して、今の方が被害が大きいうようにマスコミで報道されていますが、実際に被害は大きくなっているのでしょうか。また、山の木の実が少ないと被害が大きくなるとも言われていますが、畑の農作物の方がおいしいから取りにくるという話も聞きます。そういった被害の原因というのは究明されているのでしょうか？</p>
鳥獣部会長	<p>はっきりした調査というわけではありませんが、山の木の実が少ないと野生鳥獣の被害が大きいうという傾向は出ております。</p>

みどり自然課長	<p>被害を及ぼす大型獣であるシカ、イノシシ、サルが元々生息しているエリアは里山から上にある中山間地域ですが、昔は森林と農地との区分がはっきりしており、野生鳥獣が農地に入っていくためには、森林から出てきて、整備が整った野原を通ってこなければなりません。しかし現在は、耕作放棄地や里山の荒廃により、動物たちが自分の身を隠しながら農地に入っていくようになってきました。もう一つ、山に非常に近い場所に農地がある場合も、野生鳥獣と人間との軋轢が生じやすく、それが被害に繋がっているものと考えております。現在の対策としては、防除対策として、森林近縁部における空き地などの防除帯の設定などを行っていますが、対策には集落全体のエネルギーが必要です。今回の計画により今後様々な対策を実行していくわけですが、市町村や集落と力を合わせて取り組んでいかなければならないと考えております。</p>
委員	<p>自然保護対策の中で、森林を大切にということは良く言われますが、実は人家と森林との間にある草地、草原というのが非常に大切だと思います。現在日本全国で草地が減少しており、草地の生物の中に絶滅危惧種も多く生まれています。これからの対策の中に、森林だけでなく草地の保護というのも含めることはできるでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>農地あるいは農作物を守るための、近縁部における草地の保護も、防除の対策の一つとして重要なことだと考えております。</p>
会長	<p>その他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>森林環境税を導入するという中で、山を整備していくのも大事だと思いますが、生活の中でもっと木を使っていくことが必要なのではないでしょうか。例えば薪ストーブや県産材を使用した住宅の普及などを、もっと徹底して行い、循環を図っていくべきではないかと思えます。</p>
森林環境部長	<p>森林環境税の用途について説明させていただきますと、森林の整備・保全が大部分ではありますが、木材の利用促進についても事業を行う予定であり、それらを含め総合的な対策に取り組んでいきたいと考えております。</p>

会長	よろしいでしょうか。他にございますか。
委員長	私は20年程富士北麓に住んでいますが、シカについては年間100頭以上目撃しているような状況です。富士北麓では、以前は別荘地が山と田畑との緩衝地帯としていわば里山の役割を果たしていたのですが、現在は、シカは別荘地を素通りして田畑へ降りて行くようになっています。また、20年以上薪ストーブを使用していますが、以前は所有する森林から木を伐って薪にしましたが、いまは立ち枯れの木があまりにも多く、それら进行处理するので目いっぱい状況です。降雪量の激減などから、大木の幹が歯槽膿漏のようになり、生きたまま倒れていくというような木も増えてきており、森林の整備といっても、場当たりの対処療法では効果が見込めない時期に来ているように感じます。
鳥獣部会長	近年、富士山では、恐らく地球温暖化の影響により雪が減少し、標高1,200m付近の地下水が枯れてきているという状況があります。その他、自動車が標高の高い地域にまで入るようになったことによる人的な影響もあるのではないかと思います。
みどり自然課長	里山対策については、あまり単純な対策では効果がないというご指摘でしたが、おっしゃるとおり、地域の特性によって全くとるべき対応は変わってくると考えております。現在の体制としては、県下27市町村毎に鳥獣害対策をしていただいているわけですが、更に4つの県林務環境事務所それぞれに対策協議会・対策会議を設け、地域に応じた鳥獣害対策を進めて参るつもりでございます。場当たりのご指摘はありましたが、いただいたご意見も踏まえながら、個体数を管理すること、自然環境を変えていくこと、野生鳥獣に対し集落全体で防護していくこと、という3つの対策を複合的に講じていきたいと考えております。
会長	ありがとうございました。他はいかがでしょう。
委員長	県の射撃訓練場の建設が中止になったということで、県外で射撃訓練をする方々に対し県が旅費を出すということを知ったのですが、どのくらいの人数がどのくらいの頻度で訓練をするのか、教えていただければと思います。

みどり自然課長	平成22年度実績で、県内で狩猟免許を交付しているのは、銃・ワナ・網を含め3,559人となっています。
委員	一人当たり射撃訓練を行う頻度はどのくらいなのでしょう。
みどり自然課長	人それぞれなのですが、11月～3月の狩猟期の前に行く方が多いようです。大型獣を撃つためのライフル銃のスコープ調整のために3～4回行う方もいるようですが、中には、頻繁に狩猟で山に入り、その際に調整を済ませる方もいるようです。また、狩猟期以外の時期の練習や、猟友会の行う射撃大会のための練習等で訓練に行かれる方もいるようです。
会長	よろしいでしょうか。他にはございませんか。
委員	鳥獣保護や森林管理、動植物の保護などの対策が必要となった背景には、県内の高齢化や過疎の問題があるように思います。昔の地域住民が山や森林を管理していた時代からは県民の生き方や意識も変わってきていますので、4月に導入される森林環境税を機会に、もう少し森林に自然環境に対する県民の主体的な関心を得られるよう、周知方法を検討してもらいたいと思います。また、人と自然との共生という課題に重きを置く中で、県の総合計画などの策定にも取り組んでいただければと思います。
会長	ありがとうございました。県への要望ということかと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。
森林環境部長	人と自然との共生というのは非常に大きなテーマではありますが、どのような事業を行う場合も、これを常に念頭に置きながら県の施策を進めていきたいと考えております。森林環境税については、5年ごとに計画を見直すことにしておりますが、基金運営委員会を設け、県民や専門家の意見もおうかがいする中で、事業の検証をしながら翌年度の事業を行う予定としております。
会長	他にはございませんか。よろしいでしょうか。
会長	それでは、審議事項(4)の「第11次鳥獣保護事業計画の策定について」は御異議ございませんか。

<p>会 長</p>	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p> <p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、審議事項（５）の「第２期山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の策定について」、 審議事項（６）の「第２期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の策定について」、 審議事項（７）の「第２期山梨県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画の策定について」 の特定鳥獣の保護管理計画につきまして、３件の審議事項を一括して議題とさせていただきます。 この件も鳥獣部会において審議されましたので、審議結果について、後ほど中村鳥獣部会長から、報告をお願いしたいと思いますですが、それに先立ちまして、計画の概要等について、事務局から説明願います。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>◆資料「山梨県における特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）の現状について」及び資料NO.5～7により、みどり自然課長が説明・報告◆</p>
<p>会 長</p>	<p>引き続き、中村鳥獣部会長から報告をお願いします。</p>
<p>鳥獣部会長</p>	<p>◆鳥獣部会での審議状況を説明、報告◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣３種のいずれもが生息数・農林業被害とも増加しており、積極的に対策を実施してほしいとの意見があったが、計画案の修正は要しないと判断となった。 ・ 計画案のとおり計画を策定することが適当との結論を得た。
<p>会 長</p>	<p>事務局及び鳥獣部会長からの報告が終わりました。 御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は南アルプスで生物多様性を守るための活動をしておりまして、キタダケソウのモニタリングを行っているのですが、南アルプス林道周辺において猟友会に今年野生鳥獣の管理捕獲をしていただきました。捕獲実施直後は、高山植物の被害がかなり減少</p>

	<p>し、その後しばらくしてまた増加してきたものの、管理捕獲の効果はかなり大きいものと感じております。一方で、猟友会の皆さんが、非常に熱心かつ献身的に取り組んでいただいているにもかかわらず、その労苦に比べて十分に報われていないのではないかとこの風にも感じており、費用の手当てについて、県としてもご一考いただければと思います。また、今年も管理捕獲を是非続けていただけるよう、要望させていただきたいと思います。</p>
<p>森林環境部長</p>	<p>管理捕獲については効果も上げており、来年度以降も徐々に拡大させていきたいと考えております。一方で、平成の初めには4,000人以上いた猟友会の会員数も、今では2,000人ほどになっております。その上、年齢的にも60歳以上の方が6割以上を占めております。そういった中で、市町村で行う里山での管理捕獲だけでなく、高標高地での管理捕獲にも猟友会の皆様にご対応いただいております。大変なご苦勞をお掛けしていることは認識しております。県としても、できるだけ報いることができるよう検討して参りたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の計画で挙げられている防護柵の設置というのは、県有林だけを対象としているのでしょうか。区有林などへ設置する際の補助金といったものはあるのでしょうか。例えばレンゲツツジで有名な甘利山の所有は財産区なのではないかと思いますが、あいつつ景観上重要な場所への防護柵の設置は、県で予算措置することも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>食害を防ぐための防護柵については、農地については、土地所有者や集落で国の補助等を受けながら設置をしており、県有林などについては、新たな植林をする際に柵を設けたり、苗ごとに筒で囲ったりといった対策を行っています。民有林で行う場合は、特に自然保護上重要な場所については、地元の市町村をはじめとして補助の取り組みを行っており、県としても一緒にできる部分につきましては、予算確保をしたうえで、補助を行うことも検討して参りたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>甘利山は県立巨摩自然公園の中に位置しています。国立公園内の柵については、環境省が負担して今年設置したということもありましたので、同様に、県の自然公園のひとつの事業として柵を設</p>

	<p>置することは可能なのでしょうか。韮崎市にありますので市の方で対応する話なのかもしれませんが。</p>
みどり自然課長	<p>それぞれ森林については、県有林については県が、地方公共団体が所有する森林は地方公共団体が、財産区の場合は財産区が、それぞれ対策を講じるものと考えております。また、林地整備については、補助等のメニューがありますので、その仕組みを導入することも考えられるものと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>資料のデータの中で、年齢別狩猟免許交付状況について、60歳以上がひとまとめで示されていますが、60歳以上が60%以上を占める現在、60歳台、70歳台、80歳台とするべきではないでしょうか。その年齢層の方々が主役になっているかと思いますが、60歳台の方と80歳台の方では体力も全然違うと思います。もしデータがあるのでしたら、後日でも結構ですのでご提供いただきたいと思います。</p>
みどり自然課長	<p>年齢構成も含め、統計については、鳥獣統計を出典としており、統計の区分が60歳台以上をひとまとめにしているため、このような表になっております。委員のおっしゃるとおり、捕獲対策に際しても、狩猟者の細かい年齢構成を知っておく必要があると思いますので、今後把握に努めたいと思います。</p>
会長	<p>他にはございませんか。</p>
会長	<p>それでは、審議事項（5）の「第2期山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の策定について」、審議事項（6）の「第2期山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の策定について」、審議事項（7）の「第2期山梨県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画の策定について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>

報告事項

会 長

次に、報告事項を議題とします。
報告事項（１）の「ツキノワグマ保護管理指針の策定について」
報告事項（２）の「カワウ保護管理指針の策定について」
の保護管理指針につきまして、２件を一括して議題とさせていただきます。
この件について、事務局から報告をお願いします。

みどり自然課長

◆資料NO.8～9により、みどり自然課長が報告◆

会 長

事務局からの説明が終わりました。
御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

クマの出没状況について見聞きする中で、目撃される個体が大きくなっていると感じます。１０年前は犬と間違えるくらい大きさのものも見ましたが、去年は、我が家の近くで１５０キロ弱の個体が撃たれたということもありました。数だけでなく、個体の大きさについても把握し、そういった大きい個体が山から下りてくるようになった理由についても調査が必要なのではないかと思います。

みどり自然課長

クマの生息調査については、トラップを仕掛け、蜂蜜を置き、有刺鉄線を用意し、そこに引っかかった毛を用いて生息状況を調査しております。また、狩猟者が出猟する際に、目撃したクマなどの鳥獣の大きさや目撃場所などについて報告をしていただいております。本県ではこの調査の報告状況が９５％以上を超えており、個体数の状況についても報告を受けておりますので、そういったデータをしっかりと分析し、状況の把握に努めて参りたいと思います。

会 長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

会 長

それでは、報告事項（１）の「ツキノワグマ保護管理指針の策定について」、報告事項（２）の「カワウ保護管理指針の策定について」は、事務局からの説明のとおり、了解するというところでよろしいでしょうか。

	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>	
会 長	<p>次に、その他であります、委員の皆様から御意見等がございましたら、お願いいたします。</p>	
会 長	<p>特にないようですので、議事については、以上で終了させていただきます。 委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>	
<table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">3 閉 会</td> </tr> </table>		3 閉 会
3 閉 会		